

# 2023年電子取引法における主な変更点

2023年10月18日

桃尾・松尾・難波法律事務所  
パートナー弁護士・上村真一郎  
(Email: mmn@mmn-law.gr.jp)

電子取引に関する法律第 20/2023/QH15 号が 2023 年 6 月 22 日に国会で可決され、2024 年 7 月 1 日に施行される（以下、「2023 年電子取引法」という）。同法は、2005 年 11 月 29 日に国会で可決された電子取引に関する法律第 51/2005/QH11 号（以下、「2005 年電子取引法」という。）に新たな規定を追加したものである。以下、同法により改定された主な点を紹介する。

## 1. 適用範囲

2023 年電子取引法は、2005 年電子取引法の「土地の使用権または住宅その他の不動産の所有権に関する証明書、相続に関する書類、婚姻に関する証明書、離婚に関する決定書、出生証明書、死亡証明書、為替手形その他の有価証券の発行については、この法律の規定は、適用しない。」との規定を廃止した。これは、これまで別の法律で禁止されていた多くの取引が電子環境で行われるようになったことから、本法の適用範囲を拡大したことによる。

## 2. 用語の定義

2023 年電子取引法は、2005 年電子取引法で規定された多くの概念を継承するとともに、新たな定義および定義の修正を行っている。

### (1) 新たな定義の一例：

「電子データ」とは、電子的手段によって作成、処理、保存されたデータをいう。

「デジタルデータ」とは、デジタル信号を用いて生成された電子データをいう。

「マスターデータ」とは、特定の目的物を記述するための最も基本的な情報を含むデータのことであり、異なるデータベースやデータセット間の参照や同期の基礎として用いられる。

「タイムスタンプ」とは、データ・メッセージに添付された電子データであって、当該データ・メッセージが特定の時刻に存在した時刻を特定できるものをいう。

「電子環境」とは、電気通信ネットワーク、インターネット、コンピュータネットワーク、情報システムなどの環境をいう。

### (2) 修正された定義の一例：

「電子証明書」とは、所轄官庁または組織が電子データの形式で発行する免許証、証明書、承認書、確認書、その他の書面による同意をいう。

「電子署名」とは、電子データの形式で作成され、署名者を識別し、データ・メッセージに対



する署名者の同意を確認するために、データ・メッセージに添付されるか、またはデータ・メッセージと論理的に結合された署名をいう。

「デジタル署名」とは、秘密鍵と公開鍵で構成される非対称鍵アルゴリズムを使用した電子署名のことをいい、秘密鍵はデジタル署名に使用され、公開鍵はデジタル署名の検証に使用される。デジタル署名は、真正性、完全性、否認防止を保証するが、データ・メッセージの機密性は保証しない。

「デジタル署名認証サービス」とは、サービス・プロバイダーがデータ・メッセージのデジタル署名者を認証し、データ・メッセージと署名者の否認防止を保証し、署名されたデータ・メッセージの完全性を保証するために提供されるサービスをいう。

### 3. データ・メッセージの整理

2023年電子取引法は、(a)データ・メッセージを、取引中に発生したデータ・メッセージと、紙文書から変換されたデータ・メッセージに分類し、(b)公証または認証されたデータ・メッセージに関する規定を追加し、(c)文章、文書、記録、書類または情報がデータ・メッセージの形式で保存できるよう、第3の要件を整理した。これにより、データ・メッセージは、2005年電子取引法に規定されているように、データ・メッセージの送受信の発信元と受信時刻だけでなく、宛先のみならず、発信者と受信者も特定できるように、一定の方法で保存されなければならないこととされた。

### 4. 紙文書とデータ・メッセージの変換

2023年電子取引法は、紙文書とデータ・メッセージ間のフォームの変換も規制している。これによると、

(a) 紙文書から変換されたデータ・メッセージは、以下の要件を完全に満たさなければならない。

- (i) データ・メッセージの情報は、紙のコピーと同じように完全な状態で保存されること
- (ii) データ・メッセージに含まれる情報は参照用にアクセスでき、使用可能であること
- (iii) 紙文書からデータ・メッセージに変換されたことを証明する別のシンボルと、変換を行った機関、組織、個人に関する情報があること
- (iv) 紙文書が管轄の機関または組織によって発行された免許証、証明書、承認書、確認書、その他の同意書である場合、法律に別段の定めがない限り、変換は上記の要件を満たし、変換を行う機関または組織のデジタル署名を付さなければならない。変換のための情報システムは、紙文書をデータ・メッセージに変換できるものでなければならない。

(b) データ・メッセージから変換された紙文書は、以下の要件を完全に満たさなければならない。

- (i) 紙文書の情報は、データ・メッセージと同様に完全な状態に保たれること
- (ii) オリジナルのデータ・メッセージを作成、送信、受信、保存した情報システムおよび情報システムの所有者を特定し、検索するための情報があること
- (iii) データ・メッセージから紙文書に変換されたことを確認する独自のシンボルマークと、



- 変換を行った機関、組織、個人に関する情報があること
- (iv) データ・メッセージが電子証明書の場合、変換は上記の要件を満たさなければならず、法律に従い変換を行う機関または組織の署名および捺印（もしあれば）がなければならない。変換のための情報システムは、データ・メッセージを紙文書に変換できるものでなければならない。
- (c) 変換された文書の法的価値は、関連する法律に準拠する。

## 5. 電子証明書

2023年電子取引法によると、

- (a) 電子証明書に記載される情報は、以下の要件を満たしている場合、法的に有効である。
- (i) 本法に基づき、発行機関または組織の電子署名によって署名された電子証明書であること
- (ii) 電子証明書に含まれる情報が、完全な形でアクセス可能かつ使用可能であること
- (iii) 電子証明書に関連する時刻を表示することが法律で義務付けられている場合、電子証明書にはタイムスタンプが付与されていること
- (b) ベトナムで承認され使用されるためには、外国機関または組織が発行した電子証明書は、ベトナムの法律で免除されている場合を除き、領事認証されなければならない。
- (c) 電子証明書による所有権の移転は、以下の要件を完全に満たさなければならない。
- (i) 電子証明書は、その所有者を確認するものであり、電子証明書を管理しているのはこの対象者だけであること
- (ii) 以下を含む、データ・メッセージがオリジナルと同様に有効であるための要求事項
- データ・メッセージ内の情報は、データ・メッセージの送信、保存、表示の過程で生じる形式の変更を除き、その情報が変更されていない限り、完全なもののみなされること
  - データ・メッセージに含まれる情報は、完全な形でアクセスでき、使用可能であること
- (iii) 電子証明書を移転するための情報システムが、サイバー情報セキュリティに関する法律に従い、少なくともレベル3のサイバー情報セキュリティ確保要件を満たすこと
- (iv) その他関係法令に定める要件
- (d) 電子証明書を保管・処理する情報システムは、サイバー情報セキュリティに関する法律に従い、少なくともレベル3のサイバー情報セキュリティ確保要件を満たさなければならない。

## 6. 電子署名

2023年電子取引法は、2005年電子取引法と基本的に変更なく、すでに規定されている電子署名、特殊電子署名、デジタル署名に関する具体的な規制を一般化し、改正することとまる。

2023年電子取引法は、電子署名を利用範囲によって以下のように分類している。

- (a) 特定電子署名とは、機関または組織が作成する電子署名であって、専ら当該機関または組織において、その機能および任務に従って運営するためのみに使用されるものをいう。
- (b) 公共デジタル署名とは、公的な活動で使用されるデジタル署名であって、公共デジタル署名証明書によって保護されたものをいう。
- (c) 公用デジタル電子署名とは、公務で使用されるデジタル署名であって、特定デジタル署名証明書により保護されたものをいう。

また、

- (a) 特定電子署名は、以下の要件を完全に満たさなければならない。
  - (i) 署名者を確認し、データ・メッセージに対する署名者の同意を確認すること
  - (ii) 特定電子署名を生成するためのデータは、同意したデータ・メッセージの内容にのみ関連付けられること
  - (iii) 特定電子署名を生成するためのデータは、署名時に署名者のみが管理すること
  - (iv) 特定電子署名の有効性は、当事者が合意した条件下で確認することができること
- (b) デジタル署名とは、以下の要件を完全に満たす電子署名のことをいう。
  - (i) 署名者を確認し、データ・メッセージに対する署名者の同意を確認すること
  - (ii) デジタル署名を生成するためのデータは、同意したデータ・メッセージの内容にのみ関連すること
  - (iii) デジタル署名を生成するためのデータは、署名時に署名者のみが管理できること
  - (iv) 署名後のデータ・メッセージの変更が検出可能であること
  - (v) デジタル署名は、デジタル署名証明書によって保護されなければならない。公用特定デジタル署名は、公用デジタル署名認証サービスを提供する組織のデジタル署名証明書によって保護されなければならない。公共デジタル署名は、公共デジタル署名認証サービスを提供する組織のデジタル署名証明書によって保護されなければならない。
  - (vi) デジタル署名を生成する手段は、デジタル署名を生成するためのデータが開示、収集、または署名を偽造する目的で使用されないこと、デジタル署名を生成するために使用されるデータが一度しか使用できないこと、署名されるデータを変更しないことを保証しなければならない。

また、2023年電子取引法は、情報通信省（「MOIC」）が付与した特定電子署名またはデジタル署名の証明書のみが、紙文書上の個人のウェットインク署名と同等の法的効力を有することを確認している。したがって、データ・メッセージに対する署名者の同意を示す電子的手段（スキャン署名、画像署名、ワンタイムパスワード（OTP）、テキストメッセージ（SMS）など）による他の形式の証明の使用は、電子署名には該当しない。

## 7. 信頼できるサービス

2023年電子取引法は、初めて、以下を含む信頼できるサービスを規定した。

- (a) タイムスタンプ・サービス：データ・メッセージに時間情報を付加するサービス。タイムス



スタンプはデジタル署名の形で生成される。データ・メッセージに添付される時刻は、タイムスタンプ・サービス・プロバイダーがデータ・メッセージを受信し、その組織によって認証された時刻である。

- (b) データ・メッセージ認証サービス：データ・メッセージの保存と完全性認証のためのサービス、保護されたデータ・メッセージの送受信のためのサービスを含む。
- (c) 公共デジタル署名の認証サービス

2023年電子取引法は、信頼できるサービスを条件付きビジネスおよび投資分野として明確に定義している。すなわち、

- (a) 信頼できるサービス・プロバイダーは、以下の条件を満たしていなければならない。
  - (i) ベトナム国内で合法的に設立され、操業している企業であること
  - (ii) 各タイプの信頼できるサービスに適した財務的、経営的、技術的条件を満たすこと
  - (iii) 信頼性の高いサービスを提供するための情報システムは、サイバー情報セキュリティに関する法律に基づき、少なくともレベル3のサイバー情報セキュリティを確保するための要件を満たしていること
  - (iv) 各タイプの信頼できるサービスに適したサービス活動を提供するための技術計画を持つこと
  - (v) 信頼性の高いサービスに関する国家管理の要件を満たすため、電子的手段によるデータの監視、チェック、報告のための技術的な接続のための計画を持つこと

さらに、電子取引において電子契約認証サービスを提供する組織は、電子商取引に関する法律に従って、電子契約認証サービスを提供するための条件も満たさなければならない。

- (b) 信頼できるサービス提供者は、商取引における電子契約認証サービスを除き、MOICが発行するサービス事業ライセンスを取得しなければならない。事業者は、1つ以上の信頼できるサービスを申請する権利がある。このライセンスの有効期間は10年である。

## 8. 外国電子署名、外国電子署名証明書、外国電子署名認証サービス・プロバイダーの承認

2023年電子取引法は、外国の電子署名、外国の電子署名証明書、外国の電子署名証明サービス・プロバイダーの承認について、より具体的に規定している。すなわち、

- (a) ベトナムで外国の電子署名および外国の電子署名証明書が承認される条件は以下の通りである。
  - (i) 外国の電子署名および外国の電子署名証明書が、ベトナムの法律またはベトナムが締結国である公認の国際規格もしくは条約に規定された電子署名および電子署名証明書に関する規格および国内技術規則に適合していること
  - (ii) 外国の電子署名証明書が、外国の組織および個人の完全に認証された識別情報に基づいて作成されること

- (b) 外国の電子署名認証サービス・プロバイダーが承認される条件には以下が含まれる。



- (i) 登録国で合法的に設立・運営されていること。登録国で合法的に運営されている監査機関から、電子署名認証サービスを提供するシステムの技術監査報告書を得ていること
- (ii) 外国の電子署名認証サービス・プロバイダーが提供する外国の電子署名および外国の電子署名証明書は、ベトナムの法律またはベトナムが締約国である公認国際基準もしくは国際条約の規定に従って、電子署名に関する基準および国内技術規則に適合しなければならないこと
- (iii) 外国電子署名認証サービス・プロバイダーが提供する外国電子署名証明書は、完全に認証された外国の組織および個人の識別情報に基づいて形成されること
- (iv) 外国の電子署名認証サービス・プロバイダーは、ベトナムの管轄当局の信頼できるサービス認証システムに外国の電子署名証明書のステータスを更新しなければならないこと
- (v) ベトナムに駐在員事務所を持つこと

本稿は弊事務所と提携関係にあるベトナムの Vision & Associates 法律事務所のニュースレターを同事務所の許諾のもと、和訳の上、修正を加えたものです。